

食料産業・6次産業化交付金交付要綱

	農林水産事務次官依命通知
制定	平成30年3月30日 29食産第5355号
改正	平成31年3月29日 30食産第5314号
改正	令和2年3月31日 元食産第5876号
改正	令和3年3月31日 2食産第6668号

(通則)

第1 食料産業・6次産業化交付金（以下「交付金」という。）の交付については、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、農林漁業者等による6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取組、持続可能な循環資源の活用取組及び輸出促進の取組を総合的に支援することにより、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事及び食料産業局長が認める団体の長（以下「交付金事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付

の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

（流用の禁止）

第4 交付金は、別表の区分欄に掲げる1及び2の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

（申請手続）

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長、食料産業局長が認める団体にあつては大臣（以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする者は、1の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第7 地方農政局長等は、第5の1の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、交付金事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第5の1の規定による交付申請書が到達してから交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

第8 交付金事業者は、第5の1の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその

旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第9 交付金事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 交付金事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 交付金事業者は、交付金事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第10 交付金事業者は、第7の1の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第11 交付金事業者は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
- （2）交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。
- （3）交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 交付金事業者は、1の（1）から（3）までに定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、1に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変

更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延等の届出)

第 13 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 1 の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって 1 の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 14 交付金事業者は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、1 による報告のほか、交付金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付金事業者に対して当該交付金事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(概算払)

第 15 交付金事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 6 号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、当該協議の内容の範囲内で行うものとする。

2 交付金事業者は、概算払により間接交付金事業に係る交付金の交付を受けた場合は、遅滞なく当該概算払を受けた交付金の額を間接交付金事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 16 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、交付金事業者は、交付金事業を完了したとき（第 11 の 1 による廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了した日（第 11 の 1 による廃止の承

認を受けた日) から起算して1箇月を経過した日又は交付金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日(交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに1の実績報告書に準ずる年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第5の2のただし書により交付の申請をした交付金事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5の2のただし書により交付の申請をした交付金事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(3の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第17 地方農政局長等は、第16の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 2の交付金の返還期限は、当該命令のあった日から20日(当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第18 交付金事業者は、第17の1の規定による額の確定の通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があっ

たことにより交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16の1に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17の1に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第17の2及び3の規定は2の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第19 地方農政局長等は、第11の1の(3)の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付金事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付金事業者が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 間接交付金事業者が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付金事業者が、間接交付金を間接交付金事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

- 2 地方農政局長等は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定による交付金の返還及び3の加算金の納付については、第17の3の規定(括弧書きの場合を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

第20 交付金事業者は、交付対象経費(交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図られなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、

その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第21 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 交付金事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 3の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第5の1の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第7の1の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
- (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 3の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(交付金の経理)

- 第22 交付金事業者は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 交付金事業者は、1の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 交付金事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、2及び3に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 1から3まで及び第23に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管することができる。

(交付金調書)

第 23 交付金事業者は、交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金を交付する際に付すべき条件)

第 24 交付金事業者は、地方公共団体の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、この要綱の第 4、第 9 の 3、第 11 から第 14 まで、第 16、第 18 から第 20 まで、第 22 及び第 23 並びに次の (1) から (3) まで及び 3 から 5 まで (4 については、市町村の間接交付金事業者を除く。) の規定に準ずる条件を、地方公共団体以外の間接交付金事業者に交付するときは、この要綱の第 4、第 9 の 1 及び 2、第 11 から第 14 まで、第 16、第 18 から第 20 まで、第 22 及び次の (1) から (3) まで及び 2 の規定に準ずる条件を、地方公共団体の間接交付金事業者が更に地方公共団体以外の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、この要綱の第 4、第 9、第 11 から第 14 まで、第 16 から第 20 まで、第 22 及び第 23 並びに次の (1) から (3) まで及び 2 の規定に準ずる条件をそれぞれ付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、この要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。) に定められている耐用年数等に相当する期間 (大蔵省令に期間の定めがない財産を除く。) においては、交付金事業者の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容 (金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項) が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付金事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付金事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) (2) による交付金事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させることがあること。

2 交付金事業者は、地方公共団体以外の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、当該間接交付金事業者に対し、1 に定めるもののほか、次の (1) から (4)

に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付金事業者は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接交付金事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - (3) 地方公共団体以外の間接交付金事業者は、間接交付金事業が完了した日から起算して3年を経過する日までに実施要綱別記2の第1の1の(1)の新商品、2の(1)の商品開発、3の(1)の新商品開発、4の(1)のAの新商品の開発及び第1の5の(1)のイの新商品の開発に係る事業によって相当の収益が生じたときは、実施要綱別記2の第7に定めるところにより、交付金事業者はその旨を報告しなければならない。
 - (4) (3)による報告があった場合、その他間接交付金事業者(3)により報告すべき相当の収益があったと交付金事業者が認めたときは、実施要綱別記2の第8に定めるところにより当該収益の全部又は一部を交付金事業者(3)に納付するものとする。
- 3 交付金事業者は、地方公共団体の間接交付金事業者(3)に交付金を交付するときは、当該間接交付金事業者(3)に対し、1に定めるもののほか、間接交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
 - 4 交付金事業者は、間接交付金事業者(3)に対する間接交付金の交付に先立ち、間接交付金事業者(3)に対する間接交付金の交付に際し付すべき条件の内容について地方農政局長等に届け出なければならない。
 - 5 交付金事業者は、間接交付金事業者(3)が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 6 交付金事業者は、1の(2)により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、1の(2)のただし書の場合にあっては、第7による交付の決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
 - 7 交付金事業者は、1の(3)及び2の(4)により間接交付金事業者(3)から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
 - 8 1及び7の規定にかかわらず、7の規定その他の国庫納付に関する規定に基づ

き、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、1及び7の規定は当該取得財産等については適用しない。

- 9 交付金事業者は、間接交付金事業に関して、間接交付金事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規定の施行に伴い、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25食産第601号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の交付要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業又は平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業又は令和2年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業又は令和3年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

別表（第3、第4、第12関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 食料産業・6次産業化推進交付金	1 6次産業化の推進事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費		交付対象経費の減額（食料産業・6次産業化交付金の	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の

	(1) 6次産業化の推進体制整備事業	定額	配分基準(平成30年3月30日付け29食産第5356号食料産業局長通知)の第2に掲げる不用額の発生が确实である場合に限り。))	変更
(2) 6次産業化の推進支援事業				
ア インバウンドを中心とする観光消費の促進	定額(1/3以内) 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2以内			
イ 経済活動としての農福連携の発展	定額(1/2以内)			
ウ 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進	定額(1/3以内) 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2以内			
エ 新商品開発・販路開拓の実施	定額(1/3以内) 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2以内(施			

		設給食の導入実証の取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。)		
	オ 直売所の売上向上に向けた多様な取組	定額 (1/3 以内) 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2 以内		
	2 地域での食育の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費	定額 (1/2 以内)		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	3 バイオマス利活用高度化の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費			1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	(1) 事業化の推進	定額 (1/2 以内)		
	(2) 効果促進対策	定額		
	4 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費	定額		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

	<p>5 フードバンク活動の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>(1) 検討会の開催等</p> <p>(2) フードバンク活動支援</p>	<p>定額</p> <p>定額 (1/2 以内)</p>		<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
	<p>6 研究開発・成果利用の促進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p>	<p>定額</p>		<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
2 食料産業・6次産業化整備交付金	<p>1 6次産業化施設整備事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費の交付に要する経費</p>	<p>定額 (3/10 以内 (実施要綱別記 8-1 の第 3 の 3 の (1) ただし書に掲げる事業にあっては、1/2 以内)。 ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は実施要綱別記 8-1 の第 3 の 3 の (2) に定める方法により算定された額)</p>	<p>交付対象経費の減額 (食料産業・6次産業化交付金の配分基準 (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5356 号食料産業局長通知) の第 2 に掲げる不用額の発生が確実である場合に限る。)</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施場所の変更</p> <p>3 事業実施主体の変更</p>
	<p>2 バイオマス利活用高度化施設整備事業</p>	<p>定額 (1/3 以内) (実施要綱別記 9-</p>		<p>1 事業の新設又は</p>

	<p>実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p>	<p>1の第1の3の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、1/2以内)</p>		<p>廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更</p>
	<p>3 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p>	<p>定額（実施要綱別記10の第3の3の(1)に掲げる場合にあつては1/2以内、実施要綱別記10の第3の3の(2)に掲げる場合にあつては3/10以内)</p>		<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更</p>
	<p>4 附帯事務費 (1) 都道府県が1及び2の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認又は事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討の実施に要する経費</p>	<p>定額（1/2以内）</p>		
	<p>(2) 都道府県等が3の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認又は事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討の実施に要する経費</p>	<p>定額</p>		

(注) 食料産業・6次産業化整備交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱

いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日
付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別記様式第1号（第5関係）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事等 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第5の規定により、食料産業・6次産業化推進交付金〇〇〇〇円、食料産業・6次産業化整備交付金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

} 注) 様式は別添のとおりとする。

- 1 6次産業化の推進体制整備事業、6次産業化の推進支援事業、地域での食育の推進事業、バイオマス利活用高度化の推進事業、メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業、フードバンク活動の推進事業及び研究開発・成果利用の促進事業

食料産業・6次産業化推進交付金・・・様式A及び様式C

- 2 6次産業化施設整備事業、バイオマス利活用高度化施設整備事業及び食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

食料産業・6次産業化整備交付金・・・様式B及び様式C

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 食料産業・6次産業化推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	交付対象 経 費	負 担 区 分				備 考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
6次産業化の推進体制 整備事業		円	円	円		円	
6次産業化の推進支援 事業							
地域での食育の推進事 業							
バイオマス利活用高度 化の推進事業							
メタン発酵バイオ液肥 等の利用促進事業							
フードバンク活動の推 進事業							
研究開発・成果利用の 促進事業							
合 計							

- (注) 1 「事業概要」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
 免税事業者
 簡易課税制度の適用を受ける者
 国又は地方公共団体の一般会計
 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 食料産業・6次産業化整備交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	交付対象 経 費 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分					交 付 金 (F)	備 考
			自 己 資 金		地 方 公 共 団 体 等 に よ る 助 成 金				
			(B)	うち 貸付金等	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		
6次産業化 施設整備事業				円	円	円	円	円	
バイオマス利活用高度 化施設整備事業									
食品産業の輸出向け HACCP等対応施設 整備事業									
合 計	事業費								
	附帯事務費								
	計								

- (注) 1 「事業概要」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- 免税事業者
 - 簡易課税制度の適用を受ける者
 - 国又は地方公共団体の一般会計
 - 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 3 整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
- 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

- (注) 1 事業内容欄は、実施要綱別記8-2、別記9-2及び別記10の別表2に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。
 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式C

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象 経 費 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分					備 考	
		自己資金		地方公共団体等による助成金				
		(B)	うち貸 付金等	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		交付金 (F)
1 食料産業・6次産業化推進交付金 2 食料産業・6次産業化整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円			円	円	円	円	
合 計								

Ⅳ 事業完了予定 年 月 日

Ⅴ 添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

別記様式第2号（第9、第25関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体名 氏名〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- (注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第11関係）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事等 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「食料産業・6次産業化交付金変更等承認申請書」を「食料産業・6次産業化交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第11の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更等承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号（第13関係）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務局長、
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事等 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第13の規定に基づき届け出ます。
（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。
（注1））

記

1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 交付金事業の遂行状況

区 分	交付対象 経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日まで に完了したもの		〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注2）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第14関係）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿
〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事等 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	交付対象 経 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完 了したもの		〇年〇月〇日以降に実 施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の別添様式CのⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

別記様式第6号（第14、第15関係）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿
〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては
北海道農政事務局長
沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 〇〇農政局〇〇〇〇〇 殿
〔東北、関東、九州農政局にあつては
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北陸、東海、近畿、中国四国農政局にあつては
官署支出官 〇〇農政局総務管理官
北海道にあつては
官署支出官 北海道農政事務所総務管理官
沖縄県にあつては
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

都道府県知事等 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつたこの事業について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇月〇日現在

区分	交付対象経費	(A) 交付金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇年〇月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 交付金により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 交付金の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

様式C

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象 経 費 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分					備 考	
		自己資金		地方公共団体等による助成金				
		(B)	うち貸 付金等	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		交付金 (F)
1 食料産業・6次産業化推進交付金 2 食料産業・6次産業化整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円			円	円	円	円	
合 計								

Ⅳ 事業完了 年 月 日

Ⅴ 精 算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 食料産業・6次産業化推進交付金 2 食料産業・6次産業化整備交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 間接交付金事業者に対し間接交付金を交付している場合は、備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

Ⅵ 添付書類

- 1 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書(様式別紙)

ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類 (食料産業・6次産業化整備交付金)

交付先	施設等区分	交付対象 経費 (A)=(B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負担区分					備考
			自己資金		地方公共団体等による助成金			
			(B)	うち貸付金等	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)	
		円		円	円	円	円	
合	計							

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。
 2 施設等区分の欄は、整備事業は実施要綱別記8-1、別記9-1又は別記10の第2に定める交付対象施設名を記入すること。
 3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。
 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第7号（第16第1項関係）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金実績報告書

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿
〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事等 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として食料産業・6次産業化推進交付金〇〇〇円、食料産業・6次産業化整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

- 1 6次産業化の推進体制整備事業、6次産業化の推進支援事業、地域での食育の推進事業、バイオマス利活用高度化の推進事業、メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業、フードバンク活動の推進事業及び研究開発・成果利用の促進事業

食料産業・6次産業化推進交付金・・・様式A及び様式C

- 2 6次産業化施設整備事業、バイオマス利活用高度化施設整備事業及び食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

食料産業・6次産業化整備交付金・・・様式B及び様式C

- (注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
2 間接補助事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、様式CのV-2の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
3 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

また、以下の資料を添付すること。

- (1) 整備事業にあっては、財産管理台帳の写し
(2) 6次産業化施設整備事業にあっては、貸付等機関が発行する融資証明書、出資証明書、その他の融資又は出資が確実に行われていることを証明する書類
(3) 事業実績内訳明細書

- 4 事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複数の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

別記様式第 8 号（第 16 第 4 項関係）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿
〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事等 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった食料産業・6次産業化交付金について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第 16 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の交付金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、市区町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。（交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- （2）消費税確定申告書付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）事業実施主体が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

〔 〕
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔 〕
（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（1）免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
（2）新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
（3）簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
（4）事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 10 号（第 24、第 25 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 交付金相当額	支出 済額	うち国庫 交付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 1 交付金事業名欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。